

令和8年第1回定例会議案説明資料

1	議案第5号 令和7年度千葉市一般会計補正予算(第7号) 中所管	
	[1] 民間保育園等運営費	..... P.2
2	議案第52号 千葉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 の制定について	..... P.3
3	議案第53号 千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例の一部改正に ついて	..... P.5
4	議案第54号 千葉市保育所設置管理条例の一部改正について	..... P.6
5	議案第55号 千葉市認定こども園設置管理条例の一部改正について	..... P.8
6	議案第56号 千葉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について	..... P.9

# 1 議案第5号 令和7年度千葉市一般会計補正予算（第7号）中所管

## [1] 民間保育園等運営費

補正予算書37ページ

### 1 補正理由

国人事院勧告による公定価格の単価増などにより不足した所要の経費を補正予算として計上する。

### 2 補正予算額

【歳出】 1, 544, 401千円

【財源】 国 費 772, 199千円、県 費 386, 101千円  
一般財源 386, 101千円

(単位：千円)

		補正前	補正後	補正額
事	業 費	31,166,508	32,710,909	1,544,401
内	国 費	15,121,324	15,893,523	772,199
	県 費	6,832,894	7,218,995	386,101
訳	保 育 料	1,781,071	1,781,071	0
	一般財源	7,431,219	7,817,320	386,101

### 3 補正金額の内訳

項 目	内 容	影響額
① 国人事院勧告による影響	国人事院勧告による公定価格の単価増	15.1億円
② 運営継続支援臨時加算の新設	国補正予算により新設された運営継続支援臨時加算による加算額の増額	0.3億円
合 計		15.4億円

## 2 議案第52号 千葉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準 を定める条例の制定について

議案書149～163ページ

### 1 制定の趣旨

子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の運営に関する基準を定める。

### 2 制定の理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。）により改正された子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「新子子法」という。）において、乳児等のための支援給付が創設された。

新子子法第54条の3において準用する同法第46条第3項の規定では、「内閣府令で定める基準に従い、又は参酌して条例を定めるもの。」とされていることから、特定乳児等通園支援事業者（※）の運営に関する基準を定める条例を制定する。

（※）特定乳児等通園支援事業者

乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者として、市町村長の確認を受けた者

### 3 条例で定める基準

内閣府令と同様の基準とする。

#### <主な基準の内容>

#### 1 利用定員に関する基準

1時間当たりの利用定員を定める。

#### 2 運営に関する基準

##### （1）面談

初回利用の前に、子どもと保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談（オンライン面談を含む）を行わなければならない。

##### （2）正当な理由のない提供拒否の禁止

保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、拒んではならない。

##### （3）運営規定

事業の運営に関する重要事項については、運営規程を定めなければならない。

#### 【重要事項の例】

事業の目的及び方針、支援内容、職員体制、提供日及び提供時間、費用、利用定員、利用開始及び終了、緊急時対応、非常災害対策、虐待防止の措置 等

(4) 相談及び援助

子どもと保護者の心身の状況や養育環境を把握した上で、相談に適切に応じ、必要な助言又は援助を行わなければならない。

**4 施行期日**

令和8年4月1日

### 3 議案第53号 千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例の一部改正について

議案書164～166ページ

#### 1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正により、令和8年度から新たに「乳児等のための支援給付」が創設され、保育所等に通っていない子どもについても、給付認定を受けることにより、乳児等通園支援事業を利用することが可能となった。

公立保育所及び公立認定こども園においても、当該給付の認定を受けた子どもを受け入れることができるようになったことに伴い、利用時間に応じた使用料を徴収できるよう所要の改正等を行う。

#### 2 改正内容

乳児等支援給付認定保護者が、公立保育所及び公立認定こども園において特定乳児等通園支援を利用した場合は、当該利用に要した費用を使用料として納付するものとし、その額は1時間当たり300円を上限として規則で定めることとする。

併せて、文言の整理等、所要の改正を行う。

【<参考>規則において定める使用料の額の目安】

区分	1時間当たりの使用料
生活保護世帯	0円
市民税所得割77,101円未満の世帯 要支援児童等のいる世帯	100円
上記以外の世帯	300円

※使用料については、こども家庭庁が令和8年1月27日付けで発出した通知において、乳児等支援給付認定子どもが特定乳児等通園支援を1時間利用する場合の額は、300円程度を標準とする旨が示されている。

#### 3 施行期日

令和8年4月1日

## 4 議案第54号 千葉市保育所設置管理条例の一部改正について

議案書167～168ページ

### 1 改正の趣旨

#### (1) 公立保育所の建替え・民間移管

神明保育所の建替え・民間移管にあたり現保育所を廃止するため、また、千城台西保育所の建替え・移転に伴いその位置を変更するため、所要の改正を行う。

#### (2) 乳児等のための支援給付の創設に伴う規定の整備等

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正により、令和8年度から「乳児等のための支援給付」が新たに創設され、当該給付の認定を受けた子どもが、公立保育所において実施する乳児等通園支援事業を利用できるようにするため、所要の改正を行う。

### 2 改正内容

#### (1) 公立保育所の建替え・民間移管等

- ① 神明保育所 令和8年4月1日廃止（同日、民間事業者による運営開始）
- ② 千城台西保育所 現所在地 千葉市若葉区千城台西3丁目8番1号  
新所在地 千葉市若葉区千城台西2丁目21番2号  
変更年月日 令和8年5月7日

#### 【参考】経緯及び今後のスケジュール

##### ア 神明保育所（民間移管）

- 令和5年10月 建替実施計画策定
- 令和6年 2月 整備・運営法人の公募開始
- 8月 整備・運営法人の決定  
(社会福祉審議会児童福祉専門分科会設置認可部会において審議)
- 9月 三者協議会（以降、概ね2～3か月ごとに開催）
- 令和7年度 共同保育の実施  
新園舎建設工事
- 令和8年 4月 民間移管・新園舎供用開始
- 令和8年度中 旧所舎解体工事  
新園園庭・駐車場整備工事
- 令和9年 4月 新園園庭・駐車場供用開始

##### ※整備・運営法人の概要

法人名	社会福祉法人 まこと鳴滝会
所在地	和歌山県和歌山市園部381番地28
代表者	理事長 富森 義登
運営実績	流山市で1園のほか、北海道、東京、沖縄など全国15か所で保育園を運営

### イ 千城台西保育所（移転）

令和6年度 新園舎建設工事  
令和7年度 //

令和8年5月 新所舎供用開始・移転

### (2) 乳児等のための支援給付創設に伴う規定の整備等

公立保育所において、入所する教育・保育給付認定子どもに加え、乳児等支援給付の認定を受けて乳児等通園支援事業を利用する子どもを受け入れることができるよう、規定を整備する。

併せて、一時預かりを利用する子ども等の受入れに関する規定を改正する。

### 3 施行期日

令和8年4月1日

ただし、千城台西保育所に係る改正規定については、令和8年5月7日

## 5 議案第55号 千葉市認定こども園設置管理条例の一部改正について

議案書169～170ページ

### 1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正により、令和8年度から「乳児等のための支援給付」が新たに創設され、当該給付の認定を受けた子どもが、公立認定こども園において実施する乳児等通園支援事業を利用できるようにするため、所要の改正を行う。

### 2 改正内容

公立認定こども園において、入所する教育・保育給付認定子どもに加え、乳児等支援給付の認定を受けて乳児等通園支援事業を利用する子どもを受け入れることができるよう、規定を整備する。

併せて、一時預かりを利用する子ども等の受入れに関する規定を改正する。

### 3 施行期日

令和8年4月1日

## 6 議案第56号 千葉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

議案書171～173ページ

### 1 改正の趣旨

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和7年11月14日公布）により、関係規定の整理等が行われたことから、国の基準に合わせ、所要の改正を行う。

### 2 改正内容

#### 【主な改正内容】

- 「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。
- 「虐待の防止」を「虐待の禁止」に改める。
- 事業所の「利用定員」に係る乳児及び幼児の区分が撤廃されたことに伴い、同区分に係る文言を削除する。

### 3 施行期日

令和8年4月1日